

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

次に、横山人美議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

横山議員。〔3番 横山人美君登壇〕

○3番（横山人美君）

みらい創造クラブの横山人美です。

発言通告書に基づき、1回目の質問をさせていただきます。

1、糸魚川市における犯罪被害者支援について。

現在、糸魚川市には、犯罪のない安全・安心なまちづくり条例や糸魚川市暴力団排除条例など、市民が安心して暮らせるまちづくりのための防犯に特化した条例はありますが、実際に犯罪の被害に遭った方や遺族、ご家族（以下、犯罪被害者）への支援に特化した施策や条例がありません。

本年4月に、新潟県は「新潟県犯罪被害者等支援条例」を施行し、独自の支援事業を始め、犯罪被害者らに見舞金を支給する市町村に対して、県が一部を補助するほか、社会全体で被害者を支える意識をつくるため、フォーラムや巡回パネル展などの啓発事業に取り組み、犯罪被害者支援を警察や県のみならず、関係機関や住民を含む地域全体で支えていくという方向性を示しています。

これらの動きを踏まえ、以下のことについてお伺いいたします。

(1) 糸魚川市における犯罪被害者からの相談窓口並びに相談実績について、お聞かせください。

(2) 犯罪被害者は、犯罪による直接的な被害だけでなく、二次的被害にも苦しんでいる現実があります。そのような被害に対して、糸魚川市が現時点で支援できる方法として、どのようなものがございますか。

(3) 新潟県内の市町村にも、犯罪被害者支援に特化した条例制定に向けた動きがあります。糸魚川市でも、11月末に市役所市民ホールにて、犯罪被害者等を考える新潟県縦断パネル展がありましたが、今後、糸魚川市独自のさらに一歩進んだ理解や、支援の拡充をしていくお考えはございますか。

(4) ある日突然、犯罪等の被害に遭い、その日を境に平穏だった生活が一変してしまう犯罪被害者は、誰にでも起こり得ることだと考えます。明日に希望と夢を持ち、安心して元気に暮らせるまちづくりを掲げる市長の下で、犯罪被害者条例が制定されることを願いますが、お考えはいかがでしょうか。

2、糸魚川市各種検定受験料補助事業について。

糸魚川市では、学力向上の取組として、小・中学生を対象に日本漢字能力検定、日本英語検定、日本数学検定への受験料補助事業を行っています。

検定の結果は、子供たちが高等学校以上の教育を望んだ場合、入試優遇制度として評価に活用している学校もあり、子供たちにとって有利なだけでなく、国語、英語、数学の学習レベルに応じて学習を積み上げることにより、基礎を身につけ、一步ずつ確実にステップアップでき、それぞれの技能の使える幅を広げ、日本国内のみならず、世界へ飛躍する力を養うことができるものと考えます。

0歳から18歳までの子ども一貫教育方針の中に掲げる「確かな学力」の育成に賛同し、市長が日頃言っている「子供が少ないからこそできること」の思いに大変共感する立場から、以下のことについて、お伺いいたします。

(1) 現在行われている、1人につき1年度当たり、検定ごとに1回の補助を受けた後、家庭の経済的理由で受験を見合わせている子供たちのために、各種検定に設けられている制限の緩和を提案したいと思いますが、いかがでしょうか。

以上についてお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

横山議員のご質問にお答えいたします。

1番目の1点目につきましては、相談窓口は環境生活課で令和2年度に1件の相談を受けております。

2点目につきましては、相談を受けて、庁内連携の下で必要な支援を行っております。

3点目につきましては、これまで同様、犯罪被害者に対しても適切な支援を行うとともに、広報等で市民理解に努めてまいります。

4点目につきましては、条例制定に向けて、検討してまいります。

2番目のご質問につきましては、この後、教育長から答弁いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、ご質問にお答えいたしました。再度のご質問によりましては、所管の部・課長からの答弁もありますのでよろしくお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

齋本教育長。〔教育長 齋本修一君登壇〕

○教育長（齋本修一君）

横山議員の2番目のご質問にお答えいたします。

現行の検定受験料の補助制度では、1人につき1年度1回となっており、再受験の場合は、対象としないこととしておりますが、さらに上位級の受検希望がある場合、補助対象とするよう制度の見直しを進めてまいります。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

横山議員。

○3番（横山人美君）

それでは、大きな1番、犯罪被害者支援の（1）、（2）について質問いたします。

相談実績が、昨年度に1件ということでしたが、今年4月に県が条例制定し、新潟県県民生活課の新潟県における令和3年度の犯罪被害者等支援事業の概要によりますと、糸魚川市における犯罪

被害者等支援の総合窓口は、環境生活課というふうになっておられるということですが、市民へ犯罪被害の窓口があるという周知は、どのようにされていますでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

猪又環境生活課長。〔環境生活課長 猪又悦朗君登壇〕

○環境生活課長（猪又悦朗君）

お答えいたします。

現在は、犯罪被害者等支援総合窓口ということでの周知は、特に行っていない中での相談体制を取っております。当課に、環境生活課におきましては、先ほどのご質問の中にもありました犯罪被害者が、受けた方々の二次的な被害、これが多くは人権侵害に係るところが多く、そういったところもあって、また、県・警察との連絡調整を含めての第一次的な相談窓口の機能を担って対応しているというところでございます。今後、条例設置を検討していくというところでございます。市民に分かりやすい周知方法等、これをしっかり、警察も関係してまいりますので、そういうことも十分調整しながら進めていきたいというように考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

横山議員。

○3番（横山人美君）

凶悪犯罪などの場合、マスコミの取材や誤報、それから近所や職場などでのうわさや好奇の目なども想定されます。被害に遭ったことによる精神的な苦痛から、休職や失職に追い込まれ、経済的な問題が発生したり、被害をめぐる家族間の不和や罪責感から家庭崩壊につながる事例も少なくありません。

犯罪のケースによっては、相談しにくい場合もございますが、市民が相談できる場所の一つとして、まずは行政に相談窓口があるという積極的な周知をお願いしたいと思います。

次に、先ほど市長答弁にありました1件相談が入った経緯と、その対応について教えていただけますでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

猪又環境生活課長。〔環境生活課長 猪又悦朗君登壇〕

○環境生活課長（猪又悦朗君）

お答えします。

こちらのほう、警察から環境生活課のほうへご連絡をいただいております。相談を受けたという形であります。その相談内容を受けて、その内容を確認し、福祉事務所の担当に該当する部分であったところでありますので、被害者が来庁されたときに福祉事務所のほうへ相談をつないだということになっております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

横山議員。

○3番（横山人美君）

今ほどのケースは、環境生活課から福祉事務所へということでしたが、今後、犯罪被害による相談があった場合、ワンストップかつ犯罪被害の内容によっては、複数の関係課が協力して対応することが望ましいと考えますが、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

猪又環境生活課長。〔環境生活課長 猪又悦朗君登壇〕

○環境生活課長（猪又悦朗君）

お答えいたします。

議員のおっしゃいますとおり、被害者の精神的な負担の軽減であったり、やはり性別等配慮、また、相手の立場に立って、1回で受けることが一番望ましい姿だろうというふうに考えております。今後、環境生活課、また関係課、こちらのほうは連携してまいるというところで、現在調整もしてまいりたいということでもありますので、そういった体制づくりにつきましても、引き続き検討してまいりたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

横山議員。

○3番（横山人美君）

犯罪被害者の中には、事件に関係のある言葉や物を見たり、口にしたりすることも嫌だというお話も伺っております。相談に来られた方にストレスを与えないご対応をご検討ください。

○議長（松尾徹郎君）

ここで、昼食時限のため、暫時休憩いたします。

再開を1時といたします。

〈午前11時58分 休憩〉

〈午後1時00分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

横山議員。

○3番（横山人美君）

では、午前中に引き続き、相談に来られた方にストレスを与えないご対応の続きということで、質問させていただきたいと思います。

犯罪被害者支援におけるカウンセラー等の特別な支援技術を持つ相談員の果たす役割は、大変大きいと感じますが、糸魚川市の相談員の現状において、犯罪支援が加わった場合、相談員に係る負

担はいかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

猪又環境生活課長。〔環境生活課長 猪又悦朗君登壇〕

○環境生活課長（猪又悦朗君）

お答えします。

やはり相談員には、相談者に寄り添い、話を聴く、傾聴等のカウンセリングの基礎知識であったり、それに向かう姿勢というものが必要であり、求められているものというふうに考えております。その中で、件数が増えれば負担も増えるのではないかとこのように考えております。今後、おいでになる、寄せられる相談の件数であったり、その内容であったりを推移を見ながら庁内の連携の中で、そういったことも必要に応じて対応していきたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

横山議員。

○3番（横山人美君）

まずは、件数が増えないことが一番望ましいことではございますが、犯罪被害における二次的被害には、心身への負担、経済的な負担、精神的な苦痛、再被害への不安や恐怖などがあり、場合によっては回復までに相当の時間を要することも想定されます。糸魚川市における相談業務に関わる方の負担が大きいのではないかと懸念しております。相談員の増員と負担軽減も含めて、支援体制について協議されることを願います。

次に、県の条例制定に伴う糸魚川市役所内での事業の進捗をお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

猪又環境生活課長。〔環境生活課長 猪又悦朗君登壇〕

○環境生活課長（猪又悦朗君）

県の条例制定に伴っての事業の進捗ということで、私ども今、具体的な条例制定に当たっての進捗状況ということでお答えさせていただきます。

現在は、環境生活課以外のところも含めて、しっかりと条例の必要性であったり、今ほどいろいろご質問いただいておりますとおり、相談体制などをしっかりと共有していかないと、始まってからでは遅くなるというところがございますので、そういったところをしっかりと議論していこうということで、今現在調整を進めているところであります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

横山議員。

○3番（横山人美君）

制定に向けて皆さんで話し合われているという理解でよろしいでしょうか。

では、犯罪被害等に見舞金支給という県の示しがあるわけなんですけども、その見舞金支給事業について、糸魚川市のお考えをお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

猪又環境生活課長。〔環境生活課長 猪又悦朗君登壇〕

○環境生活課長（猪又悦朗君）

お答えします。

こちらのほうにつきましても、条例制定と同様に実施に向けて現在検討しているというところがございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

横山議員。

○3番（横山人美君）

犯罪に巻き込まれた場合、まずは警察で支援がなされますが、警察の支援は、捜査終了までとなります。

しかし、犯罪被害者やその家族の抱える問題や苦しみは、捜査終了と同時に終わりません。その後の支援は、県内では民間被害者支援団体、公益法人新潟被害者支援センターや行政などが警察と連携して行うとなっていますが、糸魚川警察署によると、民間支援センターの拠点は新潟市にあり、糸魚川市からは地理的に十分な支援が行われていない現状もあるということでした。被害に遭った後の経済的支援も含めて、糸魚川市において相談業務が十分に機能し、被害者の二次的な不安や苦しみ、悲しみに寄り添った途切れのない支援が行われる体制の構築が必要であると考えます。

では、続きまして、（3）の質問に移ります。

市民に向けた糸魚川市独自の、さらに一步進んだ理解や支援の拡充をしていく内容として、現在、市民に向けて行っているものや、これから予定されていることがありましたら、お聞かせください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

猪又環境生活課長。〔環境生活課長 猪又悦朗君登壇〕

○環境生活課長（猪又悦朗君）

お答えします。

これまで当課、先ほど来ご説明させていただいておりますが、人権の問題であったり、男女共同参画プランということで、現在も策定中のところがございますが、そういったものによって、しっかりとした動きをしていきたいというふうに考えております。具体的に市民啓発として、女性に対する暴力をなくす運動や性犯罪、性暴力被害相談のための啓発カードなどを市内の中学生に配付させていただいたり、人権啓発講演会、また人権パネル展、また先ほど議員のほうから言っていただきました犯罪被害者の県の巡回パネル展等々、取り組んでいるところであります。今後も、国、県、そして他の自治体の取組なども参考にしながら、私ども支援、啓発の充実に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

横山議員。

○3番（横山人美君）

11月の18日に市民会館の3階で行われた人権啓発講演会で、お話しいただいたお笑い芸人スマイリーキクチさんは、10年間インターネット上での誹謗中傷に遭い、訴え続けた結果、名誉棄損罪、脅迫罪が成立して、ようやく平穏な日々を過ごしているとお話してくださいました。

犯罪と人権は、今、課長さんがおっしゃるように深く関係するものと考えます。大変すばらしい講演内容で、大人はもちろん子供が聞いていても分かりやすいものだと感じました。

糸魚川市には、大きく分けて9分野114講座という多彩なメニューの出前講座がありますが、その一つとして、犯罪や犯罪被害について学ぶ機会を加えてはいかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

猪又環境生活課長。〔環境生活課長 猪又悦朗君登壇〕

○環境生活課長（猪又悦朗君）

お答えします。

議員のほうからご評価いただきましたスマイリーキクチさんの人権講演会につきましては、大変好評いただきました。やはり1つの話の中に多面的な要素、いろいろと人権侵害であったり、SNSの危険性だったりという、そういったものも含まれて、非常に聞きやすい内容だったというところがあります。そういった内容で、大人はもちろん子供たちが聞いてもというところでは、そういった実施すると、より内容を理解していただけるのかなというふうに思っております。

その中で、具体的に今度、出前講座というところになりますと、犯罪や犯罪被害についてというところになってまいります。こちらのほうにつきましては、なかなか堅苦しいものにはなるのかなというところがあるということと、また、警察、また人権擁護委員会、そういったところにご協力いただきながら、少し内容、またテーマ含めて検討をさせていただきたいなというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

横山議員。

○3番（横山人美君）

11月は、被害者支援を考える月間でした。12月1日には、犯罪被害者中央大会というものが都内で開かれ、私もその様子をインターネットで視聴いたしました。13年前に故意による交通犯罪によって息子さんを亡くされたお母さんが、事件に巻き込まれた息子さんが目の前で亡くなるまでの様子を赤裸々に語り、事件の後の支援の在り方や必要性を訴えておられました。視聴している私まで、事件の様子が鮮明に伝わるとともに、事件の記憶が息子さんとの平穏だった思い出までも消し去っているのではないかという思いと、受け止め難い苦しみや悲しみを乗り越えた人の言葉では表せない強さが伝わってまいりました。

犯罪被害者基本法の基本理念の中には、施策を実現するための責務は、国、地方公共団体、そして、国民にあると定められています。支援を広げるとともに、市民に向けて、なぜ支援が必要なのかをお伝えいただきたいと思えます。

ここで、こども教育課の課長さんにお伺いしたいと思うんですが、犯罪が多様化する中で、子供

たちの教育現場においても、このような支援の在り方を学ぶ機会があってもよいのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

富永こども教育課長。〔教育委員会こども教育課長 富永浩文君登壇〕

○教育委員会こども教育課長（富永浩文君）

お答えいたします。

学校現場、各学校、あるいは中学校区におきまして、県の基本方針に基づきながら、14の課題ありますけれども、その課題に沿って講師を招きながら講演会を行ったりして、子供たちの人権意識の向上、その課題の正しい理解というものについて啓発を行っているところでありますが、今ほど来おっしゃる内容につきましても、県が抱える身近な課題の重要なところでもありますので、ほかの人権課題同様、確実に指導が行われるように指導してまいりたいと思いますし、出前講座につきましても、その一環として検討するように指導してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

横山議員。

○3番（横山人美君）

ぜひとも糸魚川市市民の子供たちのためにも、理解を深めていけるような活動につなげていただきたいと思います。

市内にお住まいで、いつもは気丈で明るい女性が、今日は私の母親の命日と言って、不意に涙を流し、スーパーの駐車場で交通事故に巻き込まれて亡くなったお母さんのことを語る場面に出会い、ある日突然、大切な家族を亡くしてしまった方々に、私たちができることは何だろうと考えて、今回の質問をさせていただきました。

その方は、共に住むお父さんの気持ちと、体調を優しく気遣い、4年たった今でも、家の中では亡くなったお母様のことは口に出しにくいと話してくださいました。

先日は、そのお父さんにも話を伺うことができ、あのとき、いつも買うお団子を買っていなかったら事故に遭わなかったのではないかと、お母さんが事故現場に立つ前のわずか30秒という時を、お父さんは今でも悔やみ、言葉を詰まらせておられました。事故当時の様子や、やり場のない悲しみを語る中で、私が印象に残ったことは、つらいことがあった中でも、私たちには親戚や近所の人たちが、いつも周りにいてくれた。助けられたとお二人がおっしゃった感謝の言葉でした。

人は、たった1人でも自分を理解し、寄り添ってくれる人がいれば、生きていくことができます。最後にお父さんが、たまに事故のことを話すのもいいねと言って、私を笑顔で見送ってくださったその中に、この条例を制定する大きな意味があると、私は確信しました。

最後に、先ほど市長より、条例制定に向けてという前向きな答弁をいただきましたが、再度、市長、犯罪被害者条例が糸魚川市にも制定されるということをこの場で、この場でというか、もう一度市長の言葉でお聞かせ願えないでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕



○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、最近、この報道とかマスコミの中において、非常に目を覆うような事件が目に入ってくるわけでありまして。幸い、糸魚川市はそのような悲惨な犯罪というのがないわけでありまして、しかし、ゼロではございません。犯罪が起きております。そして、やはり被害者もおられるわけがございます。被害者のお気持ちは、本当にある日突然やってきて、そして、今までの人生なり、今までの生活が一変するわけでありまして。それを考えたときに、やはり安心して住み続けられるまちを要望する糸魚川市といたしましては、そういった人たちに対してはしっかりとサポートして、補佐していかなくてはいけないと感じたわけがございます。

そのようなことで、一刻も早くそういった条例をつくって、この被害者の皆様方に安心して住んでいただける環境、そんなに簡単にはできないかと思うわけがございますが、住んでおる行政の自治体としましては、しっかりとその辺を位置づけしていきたいと思っております。本当に例を挙げてご指摘いただいたことを感謝申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

横山議員。

○3番（横山人美君）

どうぞよろしく願いいたします。

それでは次に、大きな2番、糸魚川市各種検定受験料補助事業について、2回目の質問をさせていただきます。

先ほど教育長より、前向きなご答弁をいただきました。

先日、英検3級に合格した中学3年生と話す機会がありました。英語の学習がとても楽しいと話していましたので、今年度3回目の英検があるから準2級に挑戦してみたらと勧めたところ、表情を変えて、保護者の経済状況を話してくれた経緯がありました。

コロナ禍などの影響も考えられますが、決して安易な拡充を求めるものではございません。教育の質を保つ中で、今ほどの事例を研究していただき、検討していただくことは可能でしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

富永こども教育課長。〔教育委員会こども教育課長 富永浩文君登壇〕

○教育委員会こども教育課長（富永浩文君）

英語能力検定受験者につきましては、年度ごとに数は違うんですけども、大体450人ぐらいから500人ぐらい受験をしていただいております。そういった子供たちの全てにわたって、家庭的に、今おっしゃったようにゆとりのある中でやっているというふうな形の子供というのは、少なからずいらっしゃるんじゃないかというふうに思いますし、そんな中でも子供たちの夢の実現に向けて、ご家庭ぐるみで頑張っている家庭があるかと思っております。

したがって、やはり今は大体2,500円程度の支援を行っているわけですが、進級、

上位級に進む子供たちについては、やはりさらに上を目指すという意味で支援を複数回させていただくということは、大変いいのではないかなというふうに考えておりますので、こちらとしても前向きに検討させていただくことでよろしく願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

横山議員。

○3番（横山人美君）

ぜひとも子供たちの学びの意欲が続くようお願いしたいと思います。

では次に、小学生の検定についてなのですが、現在行われている1年に1回の英検についてですが、現在行われている1年に1回の会場設置からの拡充の予定はございませんか。3級に挑戦したり、合格したりする小学生もいますが、現在の4級・5級のみを枠から級の設定を広げることは可能でしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

富永こども教育課長。〔教育委員会こども教育課長 富永浩文君登壇〕

○教育委員会こども教育課長（富永浩文君）

お答えいたします。

英語検定につきましては、先ほどおっしゃったとおり年に1回というふうな形で、糸魚川市教育委員会のほうで市役所を会場に行わせていただいております。その回数を増やすことについても、いろいろな手がかかるわけでありましてけれども、ほかの課あるいは庁内で協力しながら、できる方法はないかというふうなことを検討していきたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

横山議員。

○3番（横山人美君）

ありがとうございます。私自身も過去に検定の運営に携わったことがございます。検定を行うときの規制や制限が厳しく、今ほど課長さんがおっしゃったように人材もとても必要なわけです。手が必要なわけになります。各種検定事業の拡充においては、学校やこども教育課だけではなく、関係各課、または全庁挙げて、大切な糸魚川の子供たちを応援していただきたいと思いますが、市長、いかがでしょうか。教育長、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

蘆本教育長。〔教育長 蘆本修一君登壇〕

○教育長（蘆本修一君）

お答えいたします。

子供たちの受検の拡充のために開催回数の増加ということでのご要望だというふうに思います。

先ほど富永課長が話しましたように、こども課だけではとてもなかなか運営することについては無理がありますので、関係各課とまた連携を取れる範囲の中で、どんなふうな回数で開催できるの

か、いつ頃できるのか、そこら辺り検討しながら、少しでも広がるような形で進めてまいりたいというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

横山議員。

○3番（横山人美君）

よろしく願いいたします。

以上で、私の一般質問を終わりにしたいと思います。

○議長（松尾徹郎君）

以上で、横山議員の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

関連質問なしと認めます。

行政側入替えのため、暫時休憩いたします。

再開を1時半といたします。

〈午後1時24分 休憩〉

〈午後1時30分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

次に、田原洋子議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原洋子議員。〔7番 田原洋子君登壇〕

○7番（田原洋子君）

こんにちは。私は、田原洋子です。

皆さんは、マスクで声がこもって聞こえにくかったり、表情が隠れて、分からなくて不安になったことはありませんか。聞こえない人の中には、相手の口を見て、話の内容を分かる人がいます。今日は、マスクを取って話します。

それでは、通告書に基づき、1回目の質問をさせていただきます。

1、結婚支援について。

糸魚川市では、平成19年度から結婚を希望する独身男女の出会いや、結婚に係る相談をボランティアによる縁結びコーディネーターがサポートする「縁結びハッピーコーディネーター事業」と、男女の出会いの場になるイベントの開催に事業費の一部を補助する「ハッピー出会い創出事業」を行っています。平成30年度からは、新潟県婚活マッチングシステム「ハートマッチにいがた」の